



丸瀬布社会福祉協会に



初めて勤めていただく方へ～

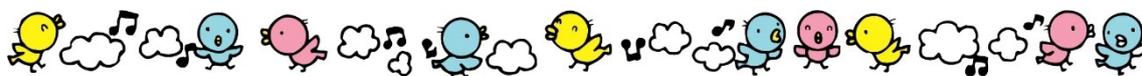
社会福祉法人丸瀬布社会福祉協会の運営するすべての施設ならびに事業所に新しく勤務される方に対し就職の支援を目的として「職員就職支援金」を支給します。

支給対象(次の1～3に該当する方に1回に限り支給します。)

1. 丸瀬布社会福祉協会に採用された正規職員及び準職員で1年以上継続して勤務すること。
2. 採用後遠軽町以外の市町村から遠軽町に転居すること。
3. 雇用保険法第58条「移転費」の支給を受けていないこと。

支給金額

10万円(ただし遠軽町丸瀬布地区への転居の場合、それ以外の遠軽町内への転居は5万円。)



詳しくは社会福祉法人丸瀬布社会福祉協会 0158-47-3001

(特別養護老人ホーム丸瀬布ヒルトップハイツ)までご連絡ください。

